

第1章 全ての人がある分野で活躍できる社会づくり

【旧】青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》		【新】青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》(案)	
1	○国では、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度とすることを目標に、あらゆる分野において男女間の機会の格差の是正に向けた取組を行うポジティブ・アクションを推進しています。	2-(1)	○国では、 <u>2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に女性が占める割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとしています。</u>
2	○平成28年4月から全面施行される「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」では、地方公共団体や労働者301人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析や定量的目標・取組などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられました。	2-(1)	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」では、地方公共団体や労働者 <u>101人以上</u> の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析や定量的目標・取組などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等が <u>義務づけられています。</u>
3	○市の附属機関における女性委員の比率は、平成25年度が21.2%、平成26年度が21.2%、平成27年度が21.6%と、ほぼ横ばい状態にあります。	2-(1)	○市の <u>審議会等</u> における女性委員の比率は、 <u>令和3年度が25.8%、令和4年度が26.3%、令和5年度が27.1%と増加していますが、目標を達成できない状況が続いています。</u>
4	○男女を問わず働き続けながら、生きがいを見つけ、人生を豊かにしていくことは、労働意欲の向上にもつながり、企業の活性化や持続可能な社会の発展に不可欠であることから、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を目指す取組が求められています。	3-(1)	○ <u>性別</u> を問わず、働き続けながら生きがいを見つけ、人生を豊かにしていくことは、労働意欲の向上にもつながり、企業の活性化や持続可能な社会の発展に不可欠であることから、 <u>ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を可能とし、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直す等</u> 、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を目指す取組が求められています。
5	○女性の社会進出の進展や就労形態の変化などにより、保育に対するニーズがますます多様化している中、市では、「青森市子ども総合計画」に基づき、子ども・子育て支援の充実を図り、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいます。	3-(1)	○女性の社会進出や、 <u>夫婦共働き世帯の増加等、働き方の多様化に伴い、子育てのニーズも</u> 多様化している中、市では、「青森市子ども総合計画」に基づき、子ども・子育て支援の充実を図り、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいます。
6	○本市経済においては、人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化、ライフスタイルの多様化による消費者ニーズの変化、新幹線開業に伴う影響など、本市を取り巻く社会環境の変化に対し、適切な対応が求められています。	3-(1) 3-(2)	○人口減少・少子高齢化の <u>進行</u> に伴う <u>労働力人口の減少</u> 、ライフスタイルの多様化による消費者ニーズの変化 <u>など</u> 、 <u>本市経済</u> を取り巻く社会環境の変化に対し、適切な対応が求められています。
7	○本市では、全国有数の生産量を誇るリンゴをはじめ、コメ、野菜、ホタテ、ナマコ、カシスなどの農水産物やこれらを使った加工品など、全国に誇れる産品を数多く有しており、農家人口の過半を占める女性が、特に農産物の加工・販売などで活躍の場を広げています。	3-(3)	○本市では、全国有数の生産量を誇るリンゴをはじめ、コメ、野菜、ホタテ、ナマコ、カシスなどの農水産物やこれらを使った加工品など、全国に誇れる産品を数多く有しており、農家人口の過半を占める女性が、特に農産物の加工・販売などで活躍の場を広げています。
8	《政策・方針決定過程への女性の参画の状況》	2-(1)	《政策・方針決定過程への女性の参画》
9	○政策・方針決定過程への女性の参画状況は全国的に低調であることから、国によるポジティブ・アクションの趣旨を踏まえ、本市における女性職員の活躍の促進及び市の附属機関の委員への女性の参画の拡大を図る必要があります。	2-(1)	○政策・方針決定過程への女性の参画状況は全国的に低調であることから、国によるポジティブ・アクションの趣旨を踏まえ、本市における女性職員の活躍の促進及び市の <u>審議会等</u> の委員への女性の参画の拡大を図る必要があります。
10	○また、女性が参画する機会を確保し、その意思を反映することは、多様な人材の能力の活用につながり、組織の強化や持続可能な社会の発展のためにも不可欠であることから、企業や各種団体等における女性の積極的な採用・登用にに向けた働きかけを行う必要があります。	2-(1)	○女性が参画する機会を確保し、その意思を反映することは、多様な人材の能力の活用につながり、組織の強化や持続可能な社会の発展のためにも不可欠であることから、 <u>女性のエンパワーメントを推進するとともに、企業や各種団体等における女性の積極的な採用・登用にに向けた働きかけを行うなど、女性活躍の機運を醸成する</u> 必要があります。

【旧】 青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》		【新】 青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》 (案)	
11	《ワーク・ライフ・バランスの状況》	3-(1)	《ワーク・ライフ・バランス》
12	○ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援を行う必要があるほか、家庭において、家事・育児・介護などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴って、その重要性がさらに増していることから、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する必要があります。	3-(1)	○ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援を行う必要があるほか、家庭において、家事・育児・介護などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴って、その重要性がさらに増していることから、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する必要があります。
13	○また、ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、企業や各種団体等への情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。	3-(1)	○ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、企業や各種団体等への情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。
14	《雇用・労働環境の状況》	3-(2) 3-(3)	《雇用・労働環境》
15	○雇用・労働環境については、性別を問わず、誰もが安心して意欲を持って働くことができる環境を整備する必要があるほか、人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化により、今後の社会においては、人口の約半分を占める女性がさらに貴重な労働力になることが予想されていることなどから、今後の地域経済を担う女性の能力発揮を促進していく必要があります。	3-(2)	<u>○人口減少・少子高齢化の進行に伴い労働力人口が減少する中、地域経済を活性化していくためには、働きたい人が性別を問わず安心して意欲を持って働くことができ、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを促進する必要があります。</u>
16	○また、消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな魅力や価値を創造し、地域経済を活性化していくためには、様々な分野で女性の発想、企画力、行動力等を取り入れるなど、男女双方の能力の活用を図る必要があります。	3-(2)	○消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな魅力や価値を創造し、地域経済を活性化していくためには、様々な分野で女性の発想、企画力、行動力等を取り入れるなど、男女双方の能力の活用を図る必要があります。
17	【追加】		<u>○結婚、出産・育児、更年期、家族の介護など、様々なライフイベントに当たり、キャリア形成との二者択一を迫られているのは多くが女性となっており、その背景にある性別による固定的な役割分担意識などの構造的な課題を解消する必要があります。</u>
18	《農林水産業等における男女共同参画の状況》	3-(3)	《農林水産業等における男女共同参画》
19	○農業分野においては固定的性別役割分担意識や古い因習等が根強いとされているほか、農林水産業や自営の商工業には家族経営が多く、生活と経営が密接につながっているため、労働条件等が明確になっておらず、女性の果たす役割が十分に認識・評価されていない傾向にあることから、女性の役割と位置づけを明確にし、働きやすい環境の整備を図り、農林水産業、自営業の商工業における男女共同参画を推進する必要があります。	3-(3)	○農業分野においては固定的性別役割分担意識や古い因習等が根強いとされているほか、農林水産業や自営の商工業には家族経営が多く、生活と経営が密接につながっているため、労働条件等が明確になっておらず、女性の果たす役割が十分に認識・評価されていない傾向にあることから、女性の役割と位置づけを明確にし、働きやすい環境の整備を図り、農林水産業、自営業の商工業における男女共同参画を推進する必要があります。

【旧】 青森市男女共同参画プラン 《基本方向》		【新】 青森市男女共同参画プラン 《基本方向》 (案)	
20	法律等による差別禁止や意識啓発だけでは実現が難しい男女の機会の平等の実現に向け、積極的に女性の参画拡大を図るとともに、多様な主体との連携・協働や人材育成を図り、男女共同参画の視点に立った行動改革を推進します。	第2章	<u>積極的な女性登用の促進により、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。また、誰もが個性と能力を發揮しながら生き生きと働き続け、充実した生活を送ることができるよう、女性活躍の機運を醸成すると同時に、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりを促進します。</u>
21	男女がともに働き続けられ、充実した生活を送ることができるよう、労働環境における男女共同参画を促進します。また、地域経済の持続的な発展に向け、その役割を担う女性の能力発揮を促進します。	第3章	

「（仮称）青森市男女共同参画プラン」現状と課題（案）及び基本方向（案）

第2章	安心して暮らせる社会づくり
-----	---------------

【旧】 青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》		【新】 青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》（案）	
1	○平成26年11月の市の市民意識調査では、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人が7.3%となっており、そのうち、男性が3.4%、女性が11.3%となっています。また、暴力を受けたことがあると回答した人の56.3%は、誰にも相談していない状況となっています。	5-(2)	○令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートでは、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人が12.2%となっており、そのうち、男性が4.7%、女性が17.9%となっています。また、暴力を受けたことがあると回答した人の69.0%は、誰にも相談していない状況となっています。
2	○市では、支援を必要とするDV（ドメスティック・バイオレンス）被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行うため、平成27年4月20日「青森市配偶者暴力相談支援センター」を開設しました。	5-(2)	○市では、「 <u>青森市配偶者暴力相談支援センター</u> 」を設置し、支援を必要とするDV（ドメスティック・バイオレンス）被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を <u>行っています。</u>
3	○また、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、女性に対する暴力の予防啓発に努めているほか、カダール（男女共同参画プラザ）の女性の悩み相談においてもDVに関する相談に対応するとともに、青森県女性相談所、青森県男女共同参画センターの配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関や民間団体などと連携しながら、DV被害者の支援に当たっています。	5-(2)	○カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、女性に対する暴力の予防啓発に努めているほか、カダールの女性の悩み相談においてDVに関する相談に対応するとともに、青森県 <u>女性相談支援センター</u> 、青森県男女共同参画センターの配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関や民間団体などと連携しながら、DV被害者の支援に当たっています。
4	○男女共同参画社会とは、日本国憲法にある個人の尊重、男女平等理念の実現を前提に、男女が一人の人間として敬意を払い合う社会であり、市では、「私は私を大切に思うのと同じ重さであなたを大切に思う」で始まる『「男女共同参画都市」青森宣言』を行い、この宣言の趣旨を、市のあらゆる施策の推進に当たって尊重する、まちづくりの重要な理念・視点の一つに位置づけています。	5-(1)	○男女共同参画社会とは、日本国憲法にある個人の尊重、男女平等理念の実現を前提に、男女が一人の人間として敬意を払い合う社会であり、市では、「私は私を大切に思うのと同じ重さであなたを大切に思う」で始まる『「男女共同参画都市」青森宣言』を行い、この宣言の趣旨を、市のあらゆる施策の推進に当たって尊重する、まちづくりの重要な理念・視点の一つに位置づけています。
5	○市では、小・中学校等での「人権教室」の開催のほか街頭や市民サロンなどにおいて、人権尊重の意識を高める啓発活動を行っている青森地区人権擁護推進部会の活動を支援しているほか、人権擁護委員による相談窓口を開設し、市民の人権擁護に努めています。	5-(1)	○市では、小・中学校等での「人権教室」の開催のほか、 <u>街頭や市役所庁舎</u> などにおいて、人権尊重の意識を高める啓発活動を行っている青森地区人権擁護推進部会の活動を支援しているほか、人権擁護委員による相談窓口を開設し、市民の人権擁護に努めています。
6	○市では、「青森市子ども総合計画」の基本理念である「子どもの人権尊重を第一に考えた『子どもの最善の利益』の保障」に基づき、子どもの権利の尊重の明言化を図るため、平成24年12月「青森市子どもの権利条例」を制定しました。	5-(1)	○市では、「青森市子ども総合計画」の基本理念である「子どもの人権尊重を第一に考えた『子どもの最善の利益』の保障」に基づき、子どもの権利の尊重の明言化を図るため、「青森市子どもの権利条例」を制定 <u>しています。</u>
7	【追加】		<u>令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や同法に基づく国の基本方針及び県の基本計画において、困難な問題を抱える女性への支援が国及び地方公共団体の責務とされとともに、支援に関する施策の内容や市町村の役割が定められています。</u>
8	【追加】		<u>令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」により、国及び地方公共団体において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定・実施するよう努めることとされています。</u>
9	○少子高齢化の進行や人口の減少、生き方や価値観の多様化など、市民生活において様々な変化が生じている中、市民ニーズに対応するため、市では、行政だけでなく多様な主体が連携・協働し、共に公共を担っていく「新しい公共」の構築に取り組んでいます。	2-(2)	○少子高齢化の進行や人口の減少、生き方や価値観の多様化など、市民生活において様々な変化が生じている中、市民ニーズに対応するため、市では、行政だけでなく多様な主体が連携・協働し、 <u>複雑化・多様化する地域課題の解決</u> に取り組んでいます。
10	○市では、市内の女性団体をはじめ、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）での市民団体活動への支援を通じて、地域における男女共同参画の推進を図っています。	4-(1)	○市では、市内の女性団体 <u>との連携や</u> 、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）での市民団体活動への支援を通じて、地域における男女共同参画の推進を図っています。

【旧】 青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》		【新】 青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》 (案)	
11	○高齢化や地域の連帯意識の希薄化などが進む中、市では、平成25年度に「青森市地域コミュニティ・ガイドライン」を策定し、まちづくり協議会を設立して、地域が主体となった市民自治によるまちづくりに取り組んでいます。	4-(1)	○ <u>高齢化などの社会構造の変化に伴い、地域活動を支える担い手が不足し、地域課題も多様化・複雑化していることから</u> 、市では、「青森市地域コミュニティ・ガイドライン」を策定し、まちづくり協議会の設立を進め、地域が主体となった市民自治によるまちづくりに取り組んでいます。
12	○防災分野においては、東日本大震災後、被災地の避難所等での経験を踏まえ、男女のニーズの違いを十分に把握した災害対応の見直しが求められ、本市では平成24年度市防災会議において女性委員を任命して男女共同参画の視点が反映された「青森市地域防災計画」を策定しています。	4-(1)	○防災分野においては、男女のニーズの違いを十分に把握した災害対応が求められており、本市では、男女共同参画の視点が反映された「青森市地域防災計画」を策定しています。
13	○共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴い、身近な地域での子どもの居場所の確保が重要となっている中、市では、「青森市子ども総合計画」に基づき、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組んでいます。	4-(1)	○共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴い、身近な地域での子どもの居場所の確保が重要となっている中、市では、「青森市子ども総合計画」に基づき、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組んでいます。
14	○男女の健康面では、近年、食生活や喫煙、アルコールをはじめとする生活習慣の変化などにより生活習慣病や慢性疾患が増加している中、市では、平成26年10月に「元気都市あおもり健康づくり推進計画」を策定し、市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上や、生活習慣の改善、健（検）診の受診率向上に向けて取り組むなど、健康づくりの充実を図っています。	4-(2)	○男女の健康面では、近年、食生活や喫煙、アルコールをはじめとする生活習慣の変化などにより生活習慣病や慢性疾患が増加している中、市では、 <u>「青森市健康寿命延伸計画」</u> を策定し、市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上や、生活習慣の改善、健（検）診の受診率向上に向けて取り組むなど、健康づくりの充実を図っています。
15	《女性に対する暴力の状況》	5-(2)	《女性に対する暴力》
16	○DVやセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係を築こうとする男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、特に女性に対する暴力の予防啓発を推進する必要があります。	5-(2)	○DVやセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係を築こうとする男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、特に女性に対する暴力の予防啓発を推進する必要があります。
17	○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成26年1月施行）により生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律を準用することとされたことを踏まえ、様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者にならないための若年層を対象とする予防啓発の拡充・学習の充実を図る必要があります。	5-(2)	○生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、 <u>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」</u> を準用 <u>すること</u> を踏まえ、様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者にならないための若年層を対象とする予防啓発の拡充・学習の充実を図る必要があります。
18	○ また、配偶者からの暴力被害において、高齢者等が関わる被害が一定程度あることを踏まえ、高齢者等の福祉に携わる関係者への情報提供・啓発を充実する必要があります。	5-(2)	【削除】（他の課題と統合）
19	○「青森市配偶者暴力相談支援センター」において、相談員による電話相談や面接相談を実施しており、その周知を図るとともに、DV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援をより円滑に行うため、庁内関係課の連携の強化を図っていく必要があります。	5-(2)	○「青森市配偶者暴力相談支援センター」において、相談員による電話相談や面接相談を実施しており、その周知を図るとともに、DV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援をより円滑に行うため、庁内関係課の連携の強化を図っていく必要があります。
20	○さらに、DV被害者については、身の安全の確保とともに、加害者から離れての自立した生活を確保する必要があることから、関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援を進める必要があります。	5-(2)	○DV被害者については、身の安全の確保とともに、加害者から離れての自立した生活を確保する必要があることから、関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援を進める必要があります。
21	《人権擁護に関する状況》	5-(1)	《 <u>生活上の困難に対する支援と人権擁護</u> 》
22	○男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成するうえで根底を成す基本理念であることから、人権尊重理念の理解を促進する必要があるとともに、人権擁護のため、人権に関わる相談体制の充実を図る必要があります。	5-(1)	○男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成するうえで根底を成す基本理念であることから、人権尊重理念の理解を促進する必要があるとともに、人権擁護のため、人権に関わる相談体制の充実を図る必要があります。
23	○児童虐待については、児童の面前での配偶者に対する暴力も、児童に著しい心理的外傷を与えるものであり、児童虐待事案が複雑化していることから、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者支援の充実を図る必要があります。	5-(1)	○児童虐待については、児童の面前での配偶者に対する暴力も、児童に著しい心理的外傷を与えるものであり、児童虐待事案が複雑化していることから、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者支援の充実を図る必要があります。

【旧】 青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》		【新】 青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》（案）	
24	【追加】		貧困等多様な生活上の困難を抱える女性に対し、様々な機会を通じて実情に合った支援を行う必要があります。また、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等が、女性であることにより、暴力による被害など複合的に困難な状況に置かれることがないように、関係機関・民間団体等との連携・協力による支援を行う必要があります。
25	【追加】		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や同法に基づく国の基本方針及び県の基本計画において定められた困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の実施に当たり、本市においては、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等へのつなぎ等を適切に実施する必要があります。
26	○性的マイノリティについての理解が十分でないため、性的マイノリティの方々に対し、人権尊重と多様性の観点から配慮する必要があります。	5-(1)	○多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向けた「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の趣旨を踏まえ、性的マイノリティであることを理由として当事者が困難な状況に置かれることがないように、人権尊重と多様性の観点から、性的マイノリティについての理解を促進する必要があります。
27	○私たち一人ひとりの意識や行動は、私たちが日常的に接している多種多様な情報から大きな影響を受けていることから、様々な情報の発信に当たっては、表現される側の人の人権を尊重し、差別につながるものがない、男女共同参画の視点に立った表現を推進する必要があります。	5-(1)	○私たち一人ひとりの意識や行動は、私たちが日常的に接している多種多様な情報から大きな影響を受けていることから、様々な情報の発信に当たっては、表現される側の人の人権を尊重し、差別につながるものがない、男女共同参画の視点に立った表現を推進する必要があります。
28	《地域における男女共同参画の状況》	4-(1)	《地域における男女共同参画》
29	○男女がともに地域を担うことの重要性が増していることに加え、特に、東日本大震災発生以降、防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進が強く求められていることから、防災を含む地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしていく必要があります。	4-(1)	○男女がともに地域を担うことの重要性が増していることに加え、防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進が強く求められていることから、防災を含む地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしていく必要があります。
30	《多様な主体との協働の状況》	2-(2)	【項目削除（《地域における男女共同参画》に統合）】
31	○男女共同参画社会は、行政のみの取組で実現できるものではないことから、幅広い分野の多様な主体との連携・協働により、お互いを尊重し、男女がともに個性と能力を発揮する男女共同参画を推進していく必要があります。	2-(2)	○男女共同参画社会は、行政のみの取組で実現できるものではないことから、幅広い分野の多様な主体との連携・協働により、お互いを尊重し、男女がともに個性と能力を発揮する男女共同参画を推進していく必要があります。
32	○また、多様な主体との連携・協働をする中で、男女共同参画を推進していく人材の育成と活用を図る必要があります。	2-(2)	○多様な主体との連携・協働をする中で、男女共同参画を推進していく人材の育成と活用を図る必要があります。
33	《健康支援の状況》	4-(2)	《健康支援》
34	○男性と女性では、生涯を通じて異なる健康上の問題に直面することから、男女の性差に応じた健康づくりを推進するほか、特に女性は、妊娠や出産をする可能性があることなどから、女性の生涯を通じた健康支援と相談の充実を図る必要があります。	4-(2)	○男性と女性では、生涯を通じて異なる健康上の問題に直面することから、男女の性差に応じた健康づくりを推進するほか、特に女性は、妊娠や出産をする可能性があることなどから、女性の生涯を通じた健康支援と相談の充実を図る必要があります。

【旧】 青森市男女共同参画プラン 《基本方向》		【新】 青森市男女共同参画プラン 《基本方向》（案）	
35	女性に対するあらゆる暴力の根絶を含め、男女共同参画社会の形成の前提となる男女平等と人権尊重の理念の普及を図ります。	第5章	女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめ、多様な生活上の困難を抱える女性等に対し、男女共同参画の視点に立った支援を行い、全ての人々が安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、男女共同参画社会を形成する上で根底を成す男女平等と人権尊重の理念の普及を図ります。
36	地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かすなど、最も身近な暮らしの場である地域生活において男女共同参画を推進します。また、特に女性特有の健康上の問題に留意しながら、生涯を通じた男女の健康支援を進めます。	第4章	併せて、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かすなど、多様な主体との連携・協働や人材育成を図り、最も身近な暮らしの場である地域生活において男女共同参画を推進します。また、特に女性特有の健康上の問題に留意しながら、生涯を通じた男女の健康支援を進めます。

「（仮称）青森市男女共同参画プラン」現状と課題（案）及び基本方向（案）

第3章	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
-----	----------------------

【旧】 青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》		【新】 青森市男女共同参画プラン 《現状と課題》（案）	
1	○市では、『「男女共同参画都市」青森宣言』の趣旨を継承しながら、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、情報紙アンジュールやのぼり旗の作成配布による情報発信などを通じて、男女共同参画意識の普及啓発に取り組んでいます。	1-(1)	○市では、『「男女共同参画都市」青森宣言』の趣旨を継承しながら、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、情報紙アンジュールの作成配布による情報発信などを通じて、男女共同参画意識の普及啓発に取り組んでいます。
2	○本市の小・中学校では、『個を生かし、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育む学校教育』の推進に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携協働し、子どもたちの確かな学力や豊かな心、健やかな体、未来へ飛躍できる能力などを養う教育活動の充実を図っています。	1-(2) 1-(3)	○本市の小・中学校では、『個を生かし、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育む学校教育』の推進に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携協働し、子どもたちの確かな学力や豊かな心、健やかな体、未来へ飛躍できる能力などを養う教育活動の充実を図っています。 <u>（※「青森市教育振興基本計画」策定中により文言変更予定）</u>
3	○市では、市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、知識や技術を学び、学んだことを活かして、明るく豊かで住みよい地域づくりに積極的に参加できる生涯学習の推進と、学校・家庭・地域の連携協力による社会全体の教育力の向上に努めています。	1-(3)	○市では、市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、知識や技術を学び、学んだことを活かして、明るく豊かで住みよい地域づくりに積極的に参加できる生涯学習の推進と、学校・家庭・地域の連携協力による社会全体の教育力の向上に努めています。
4	《男女共同参画意識の状況》	1-(1)	《男女共同参画意識》
5	○平成26年11月の市の市民意識調査では、回答者の44.8%が「男女共同参画社会」という言葉も内容も知っていると思ったものの、男女の固定的性別役割分担意識※が社会から解消されてきていると思うと回答したのは32.9%と低くなっています。このことから、男女共同参画意識のさらなる浸透を図るため、市内外からの情報の収集やより効果的な方法についての調査を行うなどにより、あらゆる機会、様々な情報媒体を通じて広報・啓発活動を展開していく必要があります。	1-(1)	○令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートでは、 <u>家庭生活において男女は平等であると回答したのは35.2%と低くなっています。</u> このことから、男女共同参画意識のさらなる浸透を図るため、市内外からの情報の収集やより効果的な方法についての調査を行うなどにより、あらゆる機会、様々な情報媒体を通じて広報・啓発活動を展開していく必要があります。
6	《男性、子どもにとっての男女共同参画の理解の状況》	1-(2)	【項目削除（《男女共同参画意識の状況》に統合）】
7	○男女共同参画にとって大きな障害と言われている「男は仕事、女は家庭」といった考えに代表される性別に基づく固定的な役割分担意識は、平成26年11月の市の意識調査において、「解消すべき」は平成23年度の50.3%から68.3%と増えています。	1-(2)	○男女共同参画にとって大きな障害と言われている「男は仕事、女は家庭」といった考えに代表される性別に基づく固定的な役割分担意識については、 <u>令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートにおいて、「同感する」「ある程度同感する」という回答が24.9%を占めており、固定的な性別役割分担意識は未だ残っています。</u>
8	○しかしながら、家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることから、男性の意識改革や男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。	1-(2)	○家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることから、男性の意識改革や男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。
9	○一方で、長い時間をかけて形作られてきた意識を大人になってから変えることは容易ではないことから、次代を担う子どもたちが今後の社会において個性と能力を十分に発揮できるよう、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進する必要があります。	1-(2)	○長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を大人になってから変えることは容易ではないことから、次代を担う子どもたちが今後の社会において個性と能力を十分に発揮できるよう、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進する必要があります。
10	《教育・学習活動の状況》	1-(3)	《学校教育・社会教育》
11	○男女がともに自立し、社会の中で個性と能力を発揮していくためには、私たち一人ひとりが性別によらず、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につける必要があることから、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、私たちの視野を広げ、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図る必要があります。	1-(3)	○男女がともに自立し、社会の中で個性と能力を発揮していくためには、私たち一人ひとりが性別によらず、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につける必要があることから、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、私たちの視野を広げ、多様な選択を可能にする <u>学校教育・社会教育</u> の充実を図る必要があります。

【旧】 青森市男女共同参画プラン 《基本方向》		【新】 青森市男女共同参画プラン 《基本方向》（案）
12 私たちの生活や活動のあらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、効果的に意識啓発を進め市民の理解を促進します。また、私たち一人ひとりの視野を広げ、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。	第1章	私たちの生活や活動のあらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、効果的に意識啓発を進め市民の理解を促進します。また、私たち一人ひとりの視野を広げ、多様な選択を可能にする 学校教育・社会教育 の充実を図ります。